第三十五条第二項第一号中「第十九条第四項第三号（修正申告により納付すべき税額」を「第十九条第四項第二号（修正申告」に改め、同項第二号中「により納付すべき税額）」を「又は決定の手続」に改める。

第四十三条第二項第一号中「賦課決定の所轄庁」を「賦課決定の所轄庁等」に改める。

第四十五条第一項中「同章」の下に「（第三十四条の六（納付受託者の帳簿保存等の義務）及び第三十六条（納税の告知）を除く。）」を、「税関」と」の下に「、「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、第三十四条の六第二項及び第三項中「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、同条第六項中「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、「国税局長」とあるのは「税関長」と」を加え、「（納税の告知）中」を「中「税務署長」とあるのは「税関長」と」に、「とする」を「と、同条第二項中「税務署長」とあるのは「税関長」とする」に改める。

第六十五条第一項中「第七項」を「第八項」に、「期限後申告等による」を「申告納税方式による国税等の」に改め、同条第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項第一号中「次項」を「第五項」に改め、同項第二号中「第七項」を「第八項」に、「次項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第五項中「次条第六項」を「次条第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定に該当する場合において、当該納税者が、帳簿（財務省令で定めるものに限るものとし、その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び次条第四項において同じ。）に記載し、又は記録すべき事項に関しその修正申告書の提出又は更正（以下この項において「修正申告等」という。）があつた時前に、国税庁、国税局又は税務署の当該職員（以下この項及び同条第四項において「当該職員」という。）から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき（当該納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）は、第一項の過少申告加算税の額は、同項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告等の基因となる当該帳簿に記載し、又は記録すべき事項に係るもの以外のもの（以下この項において「帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実」という。）があるときは、当該帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に百分の十の割合（第二号に掲げる場合に該当するときは、百分の五の割合）を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかつた場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項のうち、納税申告書の作成の基礎となる重要なものとして財務省令で定める事項（次号及び次条第四項において「特定事項」という。）の記載若しくは記録が著しく不十分である場合として財務省令で定める場合

二　当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載し、又は記録すべき事項のうち、特定事項の記載又は記録が不十分である場合として財務省令で定める場合（前号に掲げる場合を除く。）

第六十六条第一項中「期限後申告等による」を「申告納税方式による国税等の」に改め、同条第二項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第五項」を「第六項」に、「前条第四項」を「前条第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定に該当する場合において、当該納税者が、帳簿に記載し、又は記録すべき事項に関しその期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定（以下この項において「期限後申告等」という。）があつた時前に、当該職員から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき（当該納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）は、第一項の無申告加算税の額は、同項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となる当該帳簿に記載し、又は記録すべき事項に係るもの以外のもの（以下この項において「帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実」という。）があるときは、当該帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に百分の十の割合（第二号に掲げる場合に該当するときは、百分の五の割合）を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかつた場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項のうち、特定事項の記載若しくは記録が著しく不十分である場合として財務省令で定める場合

二　当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載し、又は記録すべき事項のうち、特定事項の記載又は記録が不十分である場合として財務省令で定める場合（前号に掲げる場合を除く。）

第六十八条第二項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第四項中「第三十六条第一項」の下に「（第二号に係る部分に限る。）」を加え、「（同項第二号に係るものに限る。）」を削る。

第七十条第一項第一号中「場合にする」の下に「第二十五条（決定）の規定による」を加え、同条第四項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第七項」に改める。

第七十三条第三項第二号中「発せられた日」の下に「（当該更正決定等に係る賦課決定通知書の送達に代え、口頭で賦課決定の通知がされた場合には、当該賦課決定の通知がされた日）」を加え、同項第三号中「もの」の下に「（賦課決定通知書の送達に代え、口頭で賦課決定の通知がされた国税に係るものを含む。）」を加える。

第七十四条の二第五項中「第六十五条第五項」を「第六十五条第六項」に改める。

（令和二年改正前国税通則法の一部改正）

第十条　令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十三条の規定による改正前の国税通則法（以下「令和二年改正前国税通則法」という。）の一部を次のように改正する。

第十九条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号ハ中「純損失の繰戻しによる還付」の下に「の手続等」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　その申告前の納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額

第二十三条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額」を加える。

第三十五条第二項第一号中「第十九条第四項第三号（修正申告により納付すべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となる当該帳簿に記載し、又は記録すべき事項に係るもの以外のもの（以下この項において「帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実」という。）に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に百分の十の割合（第二号に掲げる場合に該当するときは、百分の五の割合）を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかつた場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項のうち、特定事項の記載若しくは記録が著しく不十分である場合として財務省令で定める場合

二　当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載し、又は記録すべき事項のうち、特定事項の記載又は記録が不十分である場合として財務省令で定める場合（前号に掲げる場合を除く。）

第六十八条第二項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第四項中「第三十六条第一項」の下に「（第二号に係る部分に限る。）」を加え、「（同項第二号に係るものに限る。）」を削る。

第七十条第一項第一号中「場合にする」の下に「第二十五条（決定）の規定による」を加え、同条第四項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第七項」に改める。

第七十三条第三項第二号中「発せられた日」の下に「（当該更正決定等に係る賦課決定通知書の送達に代え、口頭で賦課決定の通知がされた場合には、当該賦課決定の通知がされた日）」を加え、同項第三号中「もの」の下に「（賦課決定通知書の送達に代え、口頭で賦課決定の通知がされた国税に係るものを含む。）」を加える。

第七十四条の二第五項中「第六十五条第五項」を「第六十五条第六項」に改める。

（令和二年改正前国税通則法の一部改正）

第十条　令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十三条の規定による改正前の国税通則法（以下「令和二年改正前国税通則法」という。）の一部を次のように改正する。

第十九条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　その申告前の納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額

第二十三条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額」を加える。

第三十五条第二項第一号中「第十九条第四項第三号（修正申告により納付すべき税額」を「第十九条第四項第二号（修正申告」に改め、同項第二号中「により納付すべき税額）」を「又は決定の手続」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「準備金（ニ）を「特定船舶に係る特別修繕準備金（ニ）に、「第六十六条の二の二」を「第六十六条の二の三」に改める。

第五条の三第四項第七号ホ中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第八条の四第一項第一号中「定める日」の下に「。以下この号及び第九項において同じ。」を、「同じ。」の下に「以下この号及び第九項並びに」を、「出資を有する者」の下に「（当該配当等の支払を受ける者で当該配当等の支払に係る基準日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなる法人と合算して当該内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有することとなるものを含む。）」を加え、同条第五項中「以下この条」を「次項及び第七項」に改め、同条に次の六項を加える。